

第 2 2 回入善町農業委員会議事録

令和元年 5 月 10 日午後 13 時 30 分から第 22 回入善町農業委員会が 4 F 全員委員会室で開催された。

委員定数 18 名 委員現在数 18 名

出席委員 15 名

1 番 五十里 章	2 番 米澤 一博	3 番 中島 茂樹	4 番 高澤 清晶
6 番 塚田 周一	7 番 城崎 久満	8 番 松原 二美榮	9 番 米山 義隆
10 番 鍋嶋 太郎	11 番 上島 幸夫	12 番 谷口 和子	13 番 米田 喜代美
14 番 山崎 林太郎	15 番 愛場 義豊	17 番 酒井 良博	

欠席委員 3 名

5 番 島瀬 康一	16 番 田中 吉春	18 番 長原 均
-----------	------------	-----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会 係長	島尻 淳子
入善町農業委員会 主事	道下 玲也
入善町農業委員会 主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第 1	会期及び議事日程の件
日程第 2	議事録署名委員決定の件
日程第 3	議案第 81 号 農地法第 5 条の規定による意見進達について
日程第 4	議案第 82 号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 5	議案第 83 号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。本日は、令和に入ってから初めての農業委員会となります。元号のように、気持ちも改めていただき、農業振興のために貢献していただけるとありがたいです。また、春の交通安全運動が始まります。田植えの時期でお忙しいとは思いますが、事故には気をつけていただき慌てることなく作業を進めるよう心がけてください。

それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第 22 回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第 1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日 1 日限りとし、日程は第 1 より第 5 の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日 1 日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。11番上島委員と12番谷口委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第81号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第81号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町青島〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は415㎡です。譲渡人は入善町青島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町青島〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用賃借権設定」です。

申請者の〇〇さんは、現在、実家で両親、夫、子供2人のあわせて6人で生活しています。

子どもの成長に伴い、手狭になってきたこと、また現在居住している実家の敷地内では増築するスペースが確保できないことから、実家近くの申請地を父から借り受けて、自己の住宅を建築する計画をたて、今回の申請となりました。

申請地は、415㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車スペース、庭等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができると認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は令和元年5月31日に農業振興地域の用途区分の変更予定であり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番、申請地は入善町目川〇〇番外1筆の計2筆、台帳地目、現況地目ともに畑で、面積は44.11㎡です。譲渡人は入善町目川〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町目川〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「農業用機械等置場敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇さんは、現在、入善ジャンボ西瓜を作付していますが、農業用機械やその部品等を借地で管理しているため、この度、自宅の隣接地である申請地を購入し農業用機械等置場とする計画をたて、今回の申請となりました。

申請地は、44.11㎡と、西瓜用の敷き藁、運搬車等の「農業用機械置場」として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農業用機械等置場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「既存の敷地の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は昭和47年2月25日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号3番、申請地は入善町春日〇〇番〇〇外1筆の計2筆、台帳地目、現況地目ともに畑で、面積は250㎡です。譲渡人は入善町下飯野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町横山〇〇番地〇〇の〇〇です。転用目的は「障害者用グループホーム敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇は、現在、富山県下で障害福祉サービス事業及び老人居宅生活支援事業等の経営を行っています。

この度、申請地と隣接している宅地を一体的に利用して、障害者用グループホームを建設する計画をたて、今回の転用申請となりました。

既存のグループホームが柵山にあります。老朽化が進んでおり、また、申請者の本部は、申請地から約180mの近接にあり、管理しやすいため、申請地を移転先と考えました。

申請地は、250㎡ですが、隣接地の宅地とあわせると1,241.81㎡で「障害者用グループホーム敷地」として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「障害者用グループホーム敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は昭和47年2月25日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、3件です。よろしくお願いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

米澤委員

受付番号1番ですが、4月17日に書類を確認し、翌日18日に現地確認を行いました。問題はありませんでしたので、確認印を押しました。

高澤委員

受付番号2番ですが、事務局の説明のとおりであり、作業の効率化を考えると申請地が最も適していることから問題はないと考えます。

山崎委員

受付番号3番は、隣接地である宅地と一体的に利用するというので、問題ないと判断し確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 81 号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 4、議案第 82 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 82 号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、その決定を求めます。令和元年 5 月 10 日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、9 件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第 83 号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、その意見を求めます。令和元年 5 月 10 日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋会長。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区はありません。

小摺戸地区 8 件、18 筆、26,414㎡

新屋地区はありません。

栴山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、新規の合計は、8 件、18 筆、26,414㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区 1件、1筆、406㎡

小摺戸地区はありません。

新屋地区はありません。

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、1件、1筆、406㎡です。

新規、再設定合わせて、9件、19筆、26,820㎡です。

上記のうち農地中間管理機構に関するものの件数を報告します。

まず、新規設定ですが、小摺戸地区 8件、18筆、26,414㎡のうち、3件、7筆、11,867㎡です。

続いて再設定ですが、飯野地区 1件、1筆、406㎡です。

以上、農地中間管理機構に関するものの件数は、新規、再設定合わせて、4件、8筆、12,273㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 82 号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第 83 号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。

米澤委員

農地転用の提出書類の中で、「転用申請に係る意見書」として申請地区の農業委員の意見を求める書類がありますが、使用貸借権の場合、譲受人、譲渡人とならないので、権利に応じてその記載を変更していただくと幸いです。

事務局

ご指摘ありがとうございます。今後、権利に応じて記載を改めます。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第22回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、6月10日金曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後1時55分）